別紙

妙高市委託契約条項

（総則）

第１条　この契約条項は、建設工事に係る調査、測量及び設計業務に適用する。受注者は、この契約に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、設計要領等をいう。以下同じ。）に従い、委託業務を誠実に履行し、発注者は、受注者に対する債務を履行しなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約条項による指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾等（以下「指示等」という。）は書面で行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、遅滞なくこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約条項の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（工程表の提出）

第３条　受注者は、契約締結後７日以内に設計図書に基づき、委託業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の委託業務工程表について、業務の内容に照らし必要があると認めるときは、その変更を受注者に対して求めることができる。

（契約の保証）

第４条　受注者は、契約金額が１,０００万円以上の場合には、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

（４）契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５）契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、契約金額の１００分の１０以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　この契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後のこの契約金額の１００分の１０に達するまで、発注者は、保証の額の増額を求めることができ、受注者は、保証の額の減額を求めることができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。

２　発注者は、この契約により取得した目的物（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はその内容を変更することができる。

（一括再委託等の禁止）

第６条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２ 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

３ 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

４ 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第７条　受注者は、委託業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定し、仕様書等に特許権その他第三者の権利の対象であることが明示されていない場合は、発注者は受注者に対してその使用に要した費用を支払わなければならない。

（委託業務の調査等）

第８条　発注者は、必要がある場合には、委託業務に関して受注者に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができる。

（監督員）

第９条　発注者は監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、他の条項に定めるもののほか設計図書に定められた範囲内において、委託業務に必要な監督若しくは指示を行う。

（主任技術者等）

第１０条　受注者は、業務の技術上の管理を行う主任技術者（調査・測量業務）又は管理技術者（設計業務）（以下「主任技術者等」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者等を変更したときも、同様とする。

２　主任技術者等は、この契約の履行に関し、業務の管理又は統轄を行うほか、委託料の変更、履行期限の変更、委託料の請求及び受領、第１２条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（照査技術者）

第１１条　受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

２　照査技術者は、前条第１項に規定する主任技術者等を兼ねることができない。

（主任技術者等に対する措置請求）

第１２条　発注者は、主任技術者、管理技術者、照査技術者又は乙の使用人、第３条の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（仕様書、設計書等と不適合の場合の改造義務）

第１３条　受注者は、委託業務の施行が図面、仕様書、設計書等に適合しないときにおいて、発注者がその改造を要求したときは、これに従わなければならない。

（業務内容の変更、中止等）

第１４条　発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、この契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

２　受注者は、委託業務について仕様書の不備、不測の事態の発生その他正当な理由がある場合は、発注者に対し委託業務の内容の変更を求めることができる。この場合において、この契約事項を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（委託金額の変更方法）

第１４条の２　委託金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から３０日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の規定にかかわらず、第１４条の規定による委託金額の変更については、別表に定めるところによるものとする。

３　第１項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託金額の変更事由が生じた日から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

４　この条項の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（履行期限の延長）

第１５条　受注者は、その責めに帰することのできない理由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめ発注者に対して、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を求めることができる。

２　発注者は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（危険負担）

第１６条　第１７条第４項の規定による成果品の引渡し前に生じた損害その他業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害をも含む。）は、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（検査及び引渡し）

第１７条　受注者は、業務を完了したときは、履行届を発注者に提出し、成果品について発注者の検査を受けなければならない。

２　発注者は、前項の履行届を受理したときは、その日から起算して１０日以内に検査を完了し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　前項の規定による検査の結果不合格となり、発注者から期限を指定して補正を命ぜられたときは、受注者は、自己の負担でその指定期限内に補正して、発注者の検査を受けなければならない。この場合における発注者の検査については、前２項の規定を準用する。

４　発注者の検査に合格したときは、受注者は、成果品を発注者に引き渡すものとする。

（契約金の支払い）

第１８条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対し、この契約金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に契約金を支払わなければならない。

３　受注者は、この契約金額が５０万円以上の場合において、保証事業会社と契約書記載の完成時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第５項に規定する保証契約を締結したときは、当該経費の３割を超えない範囲内（１０万円単位とし、１０万円未満は切り捨てる。）において前金払を請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して１４日以内に前払金を支払わなければならない。

（部分払）

第１９条　受注者は、契約金額が１,０００万円以上の場合において、発注者が部分払をすることが適当と認めたときは、委託業務の完了前に部分払いを請求することができる。この場合、受注者は、発注者にその旨届け出て検査を受けなければならない。

２　部分払の額は前項の検査に合格した部分に対するこの契約金相当額の１０分の９以内とし、その支払方法は前条第２項の定めの例による。

３　前払金の支払いを受けた場合に部分払を受けることができる金額は、契約金額に対する第１項の検査に合格した部分に対する契約金相当額の割合を当該前払金の支払額に乗じて得た金額を前項の規定による部分払相当額から減じた額とする。

（部分使用）

第２０条　発注者は業務の一部が完成した場合に、その部分の検査を行い、合格と認めたときはその合格部分全部又は一部を受注者の同意を得て使用することができる。

２　発注者は、必要があるときは、業務の未完成の部分についても受注者の同意を得てこれを使用することができる。

３　前２項の場合において、発注者はその使用部分について保管の責めを負わなければならない。

４　第１項又は第２項の場合において、発注者の使用により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

（履行遅滞による損害）

第２１条　発注者は、受注者の責めに帰する理由により履行期限内に業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めるときは、受注者から違約金（遅滞日数１日につき、契約金額の１０００分の１の金額とする。）を徴収して、期限を延長することができる。

２　発注者の責めに帰する理由により第１８条の規定によるこの契約金額の支払が遅れたときは、受注者は、発注者に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により決定された率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約不適合責任等）

第２２条　発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　発注者は、引き渡された成果品に関し、第１７条第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という）を受けた日から次の各号に定める。期間内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

（１）土木設計業務等　引渡しを受けた日から３年以内

（２）測量及び調査業務　引渡しを受けた日から１年以内

（３）建築設計業務　引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該建築物の工事完成後２年以内

５　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

６　発注者が第４項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第９項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

７　発注者は、第４項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

８　第４項から前項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

９　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

１０　発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第４項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

１１　引き渡された成果品の契約不適合が設計図書の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の解除権等）

第２３条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（２）履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（３）主任技術者等を配置しなかったとき。

（４）正当な理由なく、第２２条第１項の履行の追完がなされないとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第５条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

（２）この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。

（３）受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５）契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下次条において同じ。） 又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下次条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

（８）第２４条の５の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

３　第１８条第４項の規定により前金払を行い、かつ、委託業務の完了前に契約が解除された場合において、この契約の解除が第２３条第１項若しくは第２項若しくは第２４条第１項若しくは第２項の規定によるとき又は第２４条の２第３項各号に掲げる者によるものであるときは、受注者は、当該前金払額に利息（前払金を支払った日から返還の日までの日数につき第２１条第２項に規定する利率によって算定した額とする。）を付した額を、第２４条の４又は第２４条の５の規定による解除にあたっては、当該前金払額を発注者に返還しなければならない。

４　委託業務の完了前に契約が解除された場合に、一部完成した成果品で発注者の検査に合格したものがあるときは、当該成果品を発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該成果品に対する委託代金相当額（前金払をしたときは、前金払額を控除した額）を受注者に支払わなければならない。この場合において、委託代金相当額の算出については、別表に定めるところによる。

５　委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第２４条　発注者は、前条第２項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という｡）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む｡）、第８条の２第１項若しくは第３項、第１７条の２又は第２０条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から６箇月間又は当該排除措置命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（２）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む｡）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から６箇月間又は当該課徴金納付命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（３）受注者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（４）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定による刑が確定したとき。

（５）受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

２　発注者は、前条第２項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ｡）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）その役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ｡）が暴力団員であると認められるとき。

（２）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

（４）その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

（６）下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）受注者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く｡）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

３　受注者は、前２項の規定により、この契約が解除された場合においては、契約金額の１０分の１に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

５　同条によりこの契約を解除した場合において、委託代金相当額の算出については、別表に定めるところによる。

（発注者の損害賠償請求等）

第２４条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）この契約の成果品に契約不適合があるとき。

（２）第２３条又は第２４条の規定により成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第２３条の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

（２）成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成１４年法律第１５４号の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生債務者等

４　第１項各号若しくは第２項各号又は第２１条第１項に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項並びに第２項及び第２１条第１項の規定は適用しない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２４条の３ 第２３条第１項各号若しくは第２項各号又は第２４条第１項各号若しくは第２項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第２３条第１項若しくは第２項又は第２４条第１項若しくは第２項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第２４条の４ 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第２３条第１項若しくは第２項又は第２４条第１項若しくは第２項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この契約を解除した場合において、委託代金相当額の算出については、別表に定めるところによる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の解除権）

第２４条の５ 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第１４条の規定により設計図書を変更したため契約金額が３分の２以上減少したとき。

（２）第１４条の規定による委託業務の中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の

５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の損害賠償請求等）

第２４条の６ 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（１）前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２４条の７ 第２４条の５第１項又は第２項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第２４条の５の規定による契約の解除をすることができない。

（損害賠償の予定）

第２５条　受注者は、第２４条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１０分の２に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

３　前２項の規定は、委託業務が完了した後においても適用するものとする。

（臨時検査）

第２６条　発注者は、必要があるときは、業務の施行の中途において随時その職員をして検査させることができる。

（監督又は検査の委託）

第２７条　発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員以外の者に委託して監督又は検査をさせることができる。

２　前項の場合においては、発注者は委託事項及び委託を受けた者を受注者に通知しなければならない。

（秘密の保持）

第２８条　受注者は、業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（この契約外の事項等）

第２９条　この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 適用条文 | 算式 | 摘要 |
| 委託金額を変更する場合 | 第１４条の２第２項 | ・第１回の変更の場合〔変更設計額×元委託額÷元設計額〕×１.１＝変更後の委託額・第２回目（以降）の変更の場合〔２回目（以降）変更設計額×元委託額÷元設計額〕×１.１＝２回目（以降）変更後の委託額 | 左の算式中、括弧内の計算の結果、千円未満の端数を生じたときは特別の事情がある場合を除き、これを切り捨てる。 |
| この契約を解除する場合 | 第２３条第４項、第２４条第５項、第２４条の４第１項 | ・〔出来形査定設計額×委託額〕÷設計額＝委託代金相当額 |  |

１　元設計額とは、当初の設計額をいい、元委託額とは、当初の委託額をいう。

２　変更設計額は、消費税及び地方消費税を含まない額である。